

射水市総合計画審議会運営要領（案）

1 目的

この審議会は、市長の諮問を受け、必要な事項を調査審議し、射水市総合計画案を作成して、市長に答申することを目的とする。

2 作成の対象

基本構想及び基本計画について計画案を作成する。

3 基本理念

- (1) 市長の諮問の趣旨に従い、射水市の地理、自然、歴史、本市を取り巻く社会情勢の変化及び市民の動向に十分留意するとともに、射水市の将来像、課題、目標値、基本的施策及び実現の方策を計画化することとする。
- (2) 作業に当たっては、国の動向や富山県の総合計画との整合性について十分留意することとする。

【参 考】

富山県総合計画（目標年次：平成 33 年度）

4 運営方法等

- (1) 射水市総合計画審議会（以下「審議会」という。）は、全体会と部会により運営する。
- (2) 全体会は、委員全員が出席し、全体審議及び各部会との調整を行う。
- (3) 部会は、3 部会とする。
部会は、教育・交流をテーマとする「未来部会」、福祉・環境をテーマとする「安心部会」、産業・都市環境をテーマとする「元気部会」とする。
各部会の構成員及び所掌事項は、別に定める。
委員は希望により、担当部会以外の部会にも参加することができる。ただし、各部会の委員の協議を優先、尊重するためオブザーバーとしての参加とする。
部会の審議を進める上で、必要と認めるときは、委員以外の者を部会に参加させ、意見を聴くことができる。
- (4) 審議会に幹事会を置き、射水市総合計画策定調整委員会委員をもって充てる。
- (5) 市長は、会議に出席し、意見を述べるができるものとする。
- (6) 審議会は公開を基本とし、会長が認める者は、会議を傍聴することができる。

5 計画の内容

(1) 計画期間は、次のとおりとする。

基本構想 平成26年度から平成35年度まで(10年間)

基本計画 平成26年度から平成35年度まで(10年間)

*ただし、社会経済情勢等に応じて見直すものとする。

(2) 構成は、おおむね次のとおりとする。

総論

基本構想 将来像

まちづくりの基本方針

基本計画 将来の姿、現況と課題、目指す方向、施策

(3) 答申する計画案文は、できる限り簡素化、平易化して、市民に親しまれ、理解されやすいものとする。

6 審議日程(予定)

年月日	内容
平成25年6月25日	発会審議会(第1回全体会) ・ 諮問 ・ 審議会運営方法協議
7月下旬	第1回部会 ・ 所掌事項についての現況と課題の整理
10月上旬	第2回部会 ・ 所掌事項について協議
11月下旬	第3回部会 ・ 各部会答申案協議
平成26年1月上旬	第2回全体会 ・ 各部会報告、意見交換 ・ 基本構想協議
2月下旬	第3回全体会 ・ 答申案協議
4月中旬	第4回全体会 ・ 答申案協議(最終)
5月中旬	第5回全体会 ・ 答申

7 その他の事項

(1) 資料は、全体会のほか、各部会に提出されるものも全委員に配付する。

(2) 会議録については、発言者の氏名を記載した全文記録とするが、公表時には、氏名を伏せるものとする。

(3) この要領に定めるもののほか、審議会の運営に必要な事項は、会長が定める。

部会の所掌事項及び構成員

部会名	所 掌 事 項		委 員 名
	共 通 課 題	個 別 課 題	
未来部会	<p>人口減少への対策</p> <p>少子化への対応</p> <p>超高齢社会への対応</p>	<p>教育に関すること</p> <p>生涯学習に関すること</p> <p>スポーツに関すること</p> <p>芸術文化に関すること</p> <p>情報公開、個人情報保護に関すること</p> <p>交流に関すること（国内・国際交流など）</p> <p>ボランティア・NPO支援に関すること</p> <p>外部監査制度に関すること</p> <p>行財政改革に関すること</p>	
安心部会	<p>防災・危機管理への対応</p> <p>環境課題への対応</p> <p>国際化への対応</p> <p>新たな社会基盤整備への対応</p> <p>価値観の多様化への対応</p>	<p>健康に関すること</p> <p>医療に関すること</p> <p>福祉に関すること</p> <p>介護に関すること</p> <p>子育てに関すること</p> <p>安全に関すること （交通安全、防災、消防、犯罪防止など）</p> <p>交通に関すること （交通体系、交通対策など）</p> <p>自然環境の保全に関すること</p>	
元気部会	<p>情報化進展への対応</p> <p>健全で効率的な行政運営と地方分権社会への対応</p>	<p>農林水産業に関すること</p> <p>工業に関すること</p> <p>商業に関すること</p> <p>雇用・労働者福祉に関すること</p> <p>観光に関すること</p> <p>港湾に関すること</p> <p>都市環境に関すること （土地利用、公園・緑地、道路、上下水道、住宅、衛生）</p> <p>河川・海岸に関すること</p>	

現行総合計画基本計画の体系図

部	章	節	担当部会	ページ	
1 健康でやさしさあふれるまち	1 元気な声が響くまちづくり	(1) 子育て支援の推進	安心	44	
		(2) 明るく元気な健康づくりの推進	安心	48	
		(3) いきいき長寿社会の推進	安心	51	
	2 やさしさに包まれたまちづくり	(1) 地域で支え合う福祉の推進	安心	56	
		(2) 心かよう障害者福祉の充実	安心	59	
		(3) 安心をつなぐ社会保障の充実	安心	62	
	3 医療体制の整ったまちづくり	(1) 医療体制の充実	安心	66	
		(2) 質の高い医療の提供	安心	68	
		(3) 患者満足度の向上	安心	72	
		(4) 経営の健全化と業務効率の強化	安心	74	
	2 だれもがいきいきと輝くまち	1 心豊かな人を育むまちづくり	(1) 学校教育の充実	未来	78
			(2) 教育環境の充実	未来	83
(3) 地域・家庭教育の充実			未来	86	
2 だれもがきらめくまちづくり		(1) 生涯学習活動の推進	未来	88	
		(2) 芸術・文化の継承と創造	未来	91	
		(3) スポーツ・レクリエーションの振興	未来	93	
3 交流で輝くまちづくり		(1) 国内交流の推進	未来	96	
		(2) 国際交流の推進	未来	98	
4 みんなが思いやりあるまちづくり		(1) 男女共同参画の推進	未来	100	
		(2) 人権尊重社会の推進	未来	102	
3 元気で活気あふれるまち		1 新しい価値を生み出すまちづくり	(1) 射水ブランドの創造	元気	106
			(2) 魅力ある観光の振興	元気	108
	2 活気ある商工業が栄えるまちづくり	(1) 新産業の育成	元気	112	
		(2) 活力ある工業の振興	元気	114	
		(3) にぎわいのある商業の振興	元気	116	
	3 豊かな大地に根ざすまちづくり	(1) たくましい農業の推進	元気	118	
		(2) 森林の育成と林業の振興	元気	120	

部	章	節	担当部会	ページ	
3 元気で活気あふれるまち	4 豊かな水産資源を生かしたまちづくり	(1) 活気あふれる漁業の振興	元気	122	
		(2) 水産流通加工業の振興	元気	124	
	5 だれもがいいきと働くまちづくり	(1) 担い手育成の促進	元気	126	
		(2) 雇用対策の充実	元気	128	
		(3) 勤労者福祉の充実	元気	130	
	4 快適で安心して暮らせるまち	1 自然と共に生きるまちづくり	(1) 自然にやさしい環境保全の推進	安心	132
(2) 地球にやさしい循環型社会の構築			安心	134	
2 快適で利便性の高いまちづくり		(1) 特性を生かした土地利用の推進	元気	138	
		(2) 個性あるまちづくりの推進	元気	140	
		(3) 公共交通網の整備	安心	143	
		(4) 地域をつなぐ道路網の整備	元気	147	
3 快適で住みよいまちづくり		(1) 魅力的な住宅環境の充実	元気	150	
		(2) 住みよい生活環境の推進	元気	152	
		(3) 生活を支える上水道の充実	元気	154	
		(4) 水環境を守る下水道の整備	元気	156	
4 安心して暮らせるまちづくり		(1) 暮らし安全なまちづくりの推進	安心	158	
		(2) 災害に強いまちづくりの推進	安心	161	
		(3) 暮らしを守る体制の充実	安心	164	
		(4) 雪に強いまちづくりの推進	安心	168	
		(5) 交通安全対策の推進	安心	170	
5 みんなで創るひらかれたまち		1 市民が主役のまちづくり	(1) 参画と協働によるまちづくりの促進	未来	174
			(2) 参画を促進する体制づくりの推進	未来	178
		2 わかりやすいまちづくり	(1) 射水らしさの創出	未来	180
			(2) 地域情報化の推進	未来	181
		3 むだのないひらかれたまちづくり	(1) 信頼される市政の推進	未来	184
	(2) 行財政改革の推進		未来	188	
	(3) 地方分権社会への対応		未来	192	